

特定非営利活動法人ライティング 心と未来 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ライティング心と未来と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生計を立てられる社会貢献活動を創造し、世の為人の為に働くことを生き甲斐にした
いと志す人たちに実践的な施策を提案すると共に、その実行を推進する事業を行い、地域の発展を図
ることによって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 高齢者の介護、健康増進に関する事業
- (2) 元気な高齢者の地域活動を促進する事業
- (3) コミュニティにおける交流を促進しまちづくりに寄与する事業
- (4) 防災・防犯意識を向上し地域の安全確保を促進する事業
- (5) 子育てのしやすい環境を整備する事業
- (6) スポーツの振興を通じて子どもの健全育成を促進する事業
- (7) スポーツの振興を通じて世代間の交流を促進する事業
- (8) 文化・芸術を通じて社会教育を推進する事業
- (9) 地域の歴史・文化を重んじ観光振興を促進する事業
- (10) 環境保全意識の向上を図り健全な生活環境を創る事業
- (11) 子育て世代の人々に対して男女共同参画を推進し就労の機会を増やす事業
- (12) 子育て世代や若者に対して職業能力開発の機会を提供し雇用の拡充を支援する事業
- (13) 生活に密着した身近な情報を発信する冊子の発行に関する事業
- (14) 世界から期待され世界と交流できる人材の育成や地元産品を生み出す事業

- (15) 地産地消の普及や食の安全確保等、消費者の保護を図り経済活動の活性化を促進する事業
- (16) 上記の事業を行うに必要な情報の収集・発信、人材の育成、他団体との連携、資金の確保等を推進する事業
- (17) 地域で活動する市民活動団体のサポートやネットワークづくりを促進する事業
- (18) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会・会費)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長あてに申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 入会を認められた者は、直ちに別に定められた入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員は総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができる。

- 2. 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 継続して1年以上年会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 本人が死亡し、又は連絡が取れなくなったとき、あるいは会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 総会

(種別)

第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び年会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催、招集)

第15条 理事長は、毎年1回、事業年度の開始の日から3ヵ月以内に通常総会を招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第20条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事長は、前項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（滋賀県条例に定めるものをいう）により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長、定足数、議決)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、委任状をもって総会に出席を委任することができる。

4 総会の委任状出席は電磁的方法（滋賀県条例に定めるものをいう）によることができる。

5 総会における議決事項は、第15条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

6 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

7 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（委任状提出者がある場合には、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員及び職員

(種別及び定数)

第18条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第20条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第24条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第25条 この法人に、事務局長を置く。また必要に応じてその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は理事会で選任する。
- 3 事務局長は、この法人の事務局を統括する。
- 4 その他の職員は、理事会で決める。

(顧問)

第26条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第20条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第29条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（滋賀県条例の定めるものをいう）をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 理事会は理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第32条第2項及び第34条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会及び総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得て、総会で議決しなければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定により既定予算の追加又は更正を行ったときは、次の総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議を経て総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散 (合併又は破産手続きの開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産

は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト (NPO 法人の貸借対照表の公告) に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	森口 行雄	(理事長)
理事	尾中 克行	(副理事長)
理事	周山 博尊	(副理事長)
理事	中西 長光	(副理事長)
理事	伊佐 恒範	(事務局長)
理事	藤木 昌美	
監事	岩瀬 亘	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 14 条及び第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立時の事務所所在地は滋賀県大津市尾花川 11 番 26-303 号とする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員	個人	2,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	1,000 円	団体	5,000 円

入会金

別途定める

